

## ◆公的年金からの市・県民税の特別徴収制度について

公的年金を受給し、市・県民税が課税されている人は、年金保険者（日本年金機構等）が市・県民税を年金から特別徴収（天引き）し、市へ直接納入する『特別徴収制度』が導入されています。

特別徴収の対象となるのは、公的年金等に係る税額のみであり、その他の所得に係る税額については普通徴収（納付書・口座振替）または給与からの特別徴収（天引き）となります。

### ◎対象となる人

当該年度の4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務がある人。

ただし、次の人については対象となりません。

- ・老齢基礎年金等の給付年額が18万未満の人
- ・介護保険料が特別徴収（天引き）されていない人
- ・公的年金からの特別徴収（天引き）税額が老齢基礎年金等の年額を超える人 等

### ◎対象となる年金

老齢基礎年金や退職年金等が対象となります。

※障がい年金・遺族年金などの非課税の年金は特別徴収の対象となりません。

### ◎徴収方法

※徴収方法は、特別徴収（天引き）が始まる年度と翌年度以降で異なります。

#### ①新たに対象となる人の場合

新たに年金特別徴収（天引き）の対象となった人は、集合徴収の第1期（6月）～第4期（9月）に（年税額によっては、3期以内の場合もあります）普通徴収（納付書や口座振替）により年税額の半分を納めます。

残りの税額は、10月、12月、2月に支給される年金から特別徴収（天引き）により納めることとなります。

（例）この年度の市・県民税の年税額が60,000円の場合

	普通徴収（納付書・口座振替で納める）				年金特別徴収（年金から天引き）		
月	6月 （1期）	7月 （2期）	8月 （3期）	9月 （4期）	10月	12月	2月
税額	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の半分の1～4期の4回に分ける				年税額の残りを1/3ずつ天引き		

#### ②前年度に引き続き対象となる人の場合

前年度に引き続き特別徴収（天引き）の対象となる人は、前年度の年金所得に係る年税額の1/6の額が、4月、6月、8月に支給される年金からそれぞれ特別徴収（天引き）されます。

その後、確定した年税額から既に徴収された分を差し引いた残額について10月、12月、2月に支給される年金からそれぞれ均等に特別徴収（天引き）されます。

（例）この年度の市・県民税の年税額が90,000円の場合（前年度年税額60,000円とする）

	年金特別徴収（仮徴収）			年金特別徴収（本徴収）		
月	4月	8月	10月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
算出方法	前年度年税額の1/6の額を天引き			年税額の残りを1/3ずつ天引き		